3　漁業センサス海面調査員、漁業センサス内水面調査員及び漁業センサス流通加工調査員は、その事務を行うときは、前二項の漁業センサス海面調査員証、漁業センサス内水面調査員証又は漁業センサス流通加工調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（報告の義務）

第十条　海面漁業に係る漁業経営体を代表する者は、第七条第一項の面接調査又は自計報告調査において第六条第一項第一号及び第二号に掲げる調査事項について、漁業センサス海面調査員に対し口頭で、又は同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

（削る。）

2　漁業協同組合を代表する者は、第七条第二項の自計報告調査において第六条第一項第三号、第四号及び第五号に掲げる調査事項について、同条第四項の調査票に記入し、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）にその定める期日までに送付しなければならない。

3　内水面漁業に係る漁業経営体を代表する者は、第七条第三項の面接調査又は自計報告調査において第六条第二項第一号及び第二号に掲げる調査事項について、漁業センサス内水面調査員に対し口頭で、若しくは同条第四項の調査票に記入することにより回答し、又は同項の調査票に記入し、地方農政局等の長にその定める期日までに送付しなければならない。

3　漁業センサス海面調査員、漁業センサス管理組織等調査員、漁業センサス内水面調査員及び漁業センサス流通加工調査員は、その事務を行うときは、前二項の漁業センサス海面調査員証、漁業センサス管理組織等調査員証、漁業センサス内水面調査員証又は漁業センサス流通加工調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

（報告の義務）

第十条　海面漁業に係る漁業経営体を代表する者は、第七条の面接調査又は自計報告調査において第六条第一項第一号及び第二号に掲げる調査事項について、漁業センサス海面調査員に対し口頭で、又は同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

2　漁業管理組織を代表する者は、第七条の面接調査又は自計報告調査において第六条第一項第三号に掲げる調査事項について、漁業センサス管理組織等調査員に対し口頭で、又は同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

3　漁業協同組合を代表する者は、第七条の面接調査又は自計報告調査において第六条第一項第四号及び第五号に掲げる調査事項について、漁業センサス管理組織等調査員に対し口頭で、又は同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

4　内水面漁業に係る漁業経営体を代表する者は、第七条の面接調査又は自計報告調査において第六条第二項第一号及び第二号に掲げる調査事項について、漁業センサス内水面調査員に対し口頭で、又は同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

4　内水面組合を代表する者は、第七条第二項の自計報告調査において第六条第二項第三号及び第四号に掲げる調査事項について、同条第四項の調査票に記入し、地方農政局長にその定める期日までに送付しなければならない。

5　魚市場を開設する者は、第七条第二項の自計報告調査において第六条第三項第二号の調査事項について、同条第四項の調査票に記入し、地方農政局長にその定める期日までに送付しなければならない。

6　水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所を代表する者は、第七条第四項の自計報告調査において第六条第三項の調査事項について、漁業センサス流通加工調査員に対し同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

（電子情報処理組織による回答）

第十条の二　前条の規定による回答又は送付は、農林水産省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と回答又は送付をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2　（略）

3　第一項の規定により回答する場合は、同項の農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に漁業センサス海面調査員、漁業センサス内水面調査員又は漁業センサス流通加工調査員に対し回答したものとみなす。

4　第一項の規定により送付する場合は、同項の農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に地方農政局長及び沖縄総合事務局の農林水産センターの長に到達したものとみなす。

5　内水面組合を代表する者は、第七条の面接調査又は自計報告調査において第六条第二項第三号及び第四号に掲げる調査事項について、漁業センサス内水面調査員に対し口頭で、又は同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

6　魚市場を開設する者は、第七条の自計報告調査において第六条第三項第二号の調査事項について、漁業センサス流通加工調査員に対し同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

7　水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所を代表する者は、第七条の自計報告調査において第六条第三項の調査事項について、漁業センサス流通加工調査員に対し同条第四項の調査票に記入することにより回答しなければならない。

（電子情報処理組織による回答）

第十条の二　魚市場を開設する者、水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所を代表する者は、前条第六項又は第七項の規定による回答に代えて、農林水産省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と回答をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して回答することができる。

2　（略）

3　第一項の規定により回答する場合は、同項の農林水産省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に漁業センサス流通加工調査員に対し回答したものとみなす。

（新設）